

# 学校いじめ防止基本方針

## 基本方針

### 【基本理念】

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指す。
- 家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見を目指す。
- 適切な対処の取組を行うことで、いじめ問題の克服を目指す。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

### 未然防止のための取組

- ・「いじめは決して許されないこと」の共通理解
- ・児童の豊かな情操や徳徳心、お互いの人格を尊重し合える態度の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校づくり
- ・職員間での情報共有といじめ防止の校内研修

### 早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート調査や教育相談
- ・いじめのサインを読み取るための教員研修
- ・職員全体での児童の見取りと情報共有
- ・地域や家庭と連携した見守り

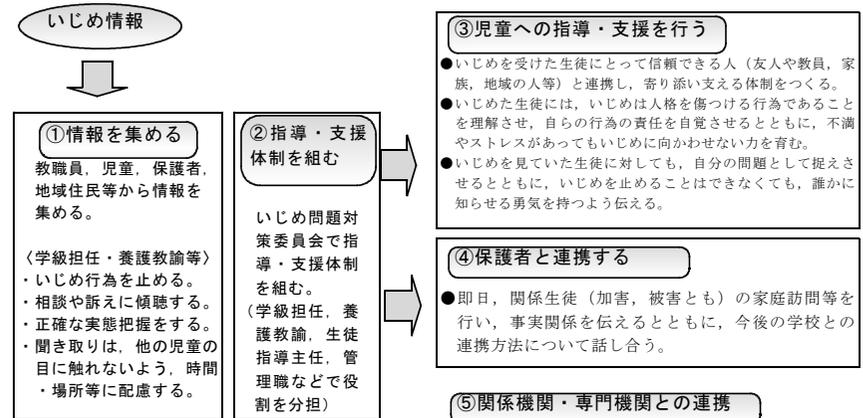
### いじめへの対処

- ・児童の安全の確保
- ・丁寧な事情の聞き取り
- ・いじめ問題対策委員会の設置・対応協議
- ・関係機関との連携

### 家庭・地域・関係機関との連携

- ・情報交換・協議の場を設ける
- ・教育相談（カウンセラー等活用）
- ・学校評議員会での対策協議
- ・関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）との連携

## いじめ対応



## いじめ対応組織

